

別表

依頼者	<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・地方公共団体 ・特殊法人 ・公共組合 ・国立研究開発法人等 ・認可法人 ・特別民間法人 ・組合等登記令(昭和39年政令29号)別表の法人 ・日本学術会議の協力学術研究団体に指定された学術団体 ・理事長が認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人及び公益財団法人 ・中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第三条第一項に掲げる中小企業団体(ただし、農協及び漁協を除く) ・技術研究組合 ・公益を目的とする任意団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法(平成17年法律第86号)に定める法人 ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・公益を目的としない任意団体等
経費	免除可	用務日の日数に48,553円を乗じた額の50%	用務日の日数に48,553円を乗じた額
消費税	消費税法及び地方税法で定められた税率に相当する率		

注) 経費算出における日数の単位は、1/4日を最小の単位とし、当該日数の算出は以下に定めるとおりとする。

1. 用務時間が2時間以下の場合は1/4日、2時間を超え4時間以下の場合は1/2日、4時間を超え6時間以下の場合は3/4日、6時間を超える場合は1日分の経費を請求するものとする。なお、出張期間が複数日に及ぶ場合は、出張日毎に経費を算出するものとする。
2. 電子メール等を利用した書面会議において、用務時間の特定が困難な場合は最小単位の1/4日分の経費を請求するものとする。
3. 移動時間や前泊・後泊については、経費算出の対象外とする。
4. 収益を目的としない団体が行う一般市民向けの講演等については、経費を50%に減額できることとする。